

資料 3

2024 年 9 月 6 日

第 3 回食品衛生基準審議会

その他の報告事項に関する資料

目次

令和３・４年度ミネラルウォーター類中の化学物質濃度の実態調査に係る試験検査報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
食品衛生基準審議会 新開発食品調査部会 遺伝子組換え食品等調査会設置要綱 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
遺伝子組換え食品等調査会 委員 ・・・・・・・・・・・・・・・・	7

ミネラルウォーター類中の化学物質濃度の実態調査について（報告）

1. 背景

清涼飲料水（ミネラルウォーター類）の規格基準については、水道水の水質基準等において人の健康の保護の観点から基準値等が設定されている項目については、規格基準の設定等を検討することとしている。

令和2年3月に国内において、有機フッ素化合物（PFAS）の一種であるペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）について、水道水の暫定的な水質管理目標値が設定されたこと、また、令和3年当時、海外において飲料水中の PFAS 濃度について目標値が設定される等の動きがあったことから、厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課（現 消費者庁食品衛生基準審査課）は、規格基準の設定等の必要性を検討するため、ミネラルウォーター類における PFOS 及び PFOA の含有実態調査を令和3年度及び令和4年度に実施した。

2. 調査対象及び分析方法

国内に流通するミネラルウォーター類を調査対象とし、厚生労働科学研究「食品を介したダイオキシン類等有害物質摂取量の評価とその手法開発のための研究」により開発された試験法を用いて PFOS 及び PFOA の含有量を分析した。

3. 調査結果

- ・ 国内に流通するミネラルウォーター類（令和3年度 160 試料、令和4年度 98 試料）を調査した結果、PFOS 及び PFOA の含有量は概ね定量下限値未満であった。
- ・ 令和4年度に調査した 98 試料のうち、水道法における水道水の暫定目標値（PFOS と PFOA の合算で 50 ng/L）を超過する試料が 1 試料あった（PFOS と PFOA の合算値：56 ng/L）。

※ 暫定目標値を超過した 1 試料については、当該試料を取り扱う事業者の所在地を管轄する地方公共団体に対して、当該調査結果を情報提供した。

- ・ 上記 1 試料以外の試料については以下のとおり。

調査年度	対象試料数	調査物質※	定量下限値（2.5 ng/L） 未満の試料数（割合）	最大値 （ng/L）	PFOS と PFOA の合算値の 最大値（ng/L）
令和3年度	160 うち国産品：126	PFOS	160（100%） うち国産品：126（100%）	定量下限値 未満	23 国産品：23
		PFOA	151（94%） うち国産品：117（93%）	23 国産品：23	
令和4年度	97 うち国産品：77	PFOS	95（98%） うち国産品：75（97%）	5.7 国産品：5.7	9.4 国産品：9.4
		PFOA	89（92%） うち国産品：70（91%）	5.0 国産品：5.0	

※ 直鎖体のみの定量値

食品衛生基準審議会 新開発食品調査部会 遺伝子組換え食品等調査会設置要綱

令和 6 年 8 月 8 日
新開発食品調査部会長決定

1. 目的

昨今、「ゲノム編集技術応用食品及び添加物の食品衛生上の取扱要領」（令和元年 9 月 19 日付 厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官決定）に基づくゲノム編集技術応用食品及び添加物（以下「ゲノム編集技術応用食品等」という。）の届出数が増加傾向にあるが、これらの届出には、遺伝子組換え食品及び添加物（以下「遺伝子組換え食品等」という。）に該当し得る品目もあるが、これに該当するか否かの判断には専門的な知識が必要になる。また近年、遺伝子組換え、ゲノム編集等の技術を応用して製造・加工された食品も多様化しており、これらの定義、安全性の確保についても整理する必要がある。

そのため、食品衛生基準審議会規程（令和 6 年 4 月 10 日食品衛生基準審議会決定）第 9 条第 1 項に基づき、新開発食品調査部会の下に「遺伝子組換え食品等調査会」を設置する。

2. 審議事項

- （１）届出されたゲノム編集技術応用食品等の遺伝子組換え食品等への該当性に係る判断基準の整理
- （２）上記判断基準に基づく届出されたゲノム編集技術応用食品等の遺伝子組換え食品等への該当性の判断
- （３）遺伝子組換え食品等又はゲノム編集技術応用食品等に該当する食品又は添加物（以下「食品等」という。）の範囲の整理
- （４）遺伝子組換え、ゲノム編集等の技術を応用して製造・加工された食品等の安全性確保に関する事項
- （５）遺伝子組換え食品等の製造基準への適合性
- （６）上記に掲げる事項のほか、新開発食品調査部会長が本調査会での審議が必要と認める事項

3. 組織

- （１）本調査会の座長（以下「調査会長」とする。）は、調査会を構成する委員の互選により選出する。
- （２）審議に当たっては、議題の内容等に応じて、調査会長の判断により、本調査会に属さない委員又は臨時委員若しくは専門委員及び外部から招致する参考人に出席を求めることができる。
- （３）新開発食品調査部会の部会長は、本調査会における審議結果について、必要に応じ

て、新開発食品調査部会へ報告を求めることができることとする。

4. 事務局

本調査会の事務は、消費者庁 食品衛生基準審査課 新開発食品保健対策室が行う。

5. その他

この要綱に定めるもののほか、本調査会の運営に関して重要な事項は、調査会長が定めることができる。

遺伝子組換え食品等調査会 委員

(敬称略)

氏名	フリガナ	現職
岡 田 由 美 子	オカダ ユミコ	国立医薬品食品衛生研究所 食品衛生管理部 第三室 室長
岡 本 裕 之	オカモト ヒロユキ	国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所 本部 経営企画部 研究調整課長
児 玉 浩 明	コタマ ヒロアキ	千葉大学大学院 園芸学研究院 先端園芸工学講座 教授
柴 田 識 人	シバタ リヒト	国立医薬品食品衛生研究所 生化学部 部長
田 部 井 豊	タベイ ユカ	東洋大学 食環境科学部 食環境科学科 教授